## 会議の結果

件	名	平成27年7月定例教育委員会
日	時	平成27年7月8日(水) 午後2時~午後2時30分
場	所	田辺市民総合センター 2階交流ホール
出席	着	<ul> <li>○教育委員 廣本委員長、向井委員長職務代理者、玉置委員、松上委員、中村教育長</li> <li>○職員 小川教育次長、宮崎教育総務課長、木下学校教育課長、小山学校教育課参事、田上給食管理室長、鈴木生涯学習課長、谷スポーツ振興課長、川合国体推進室長、敷地文化振興課長、切本芳養児童センター館長、松原末広児童館長、山本天神児童館長、中瀬図書館長、岡本美術館長、寒川龍神教育事務所長、中村中辺路教育事務所長、笠松大塔教育事務所長、中村本宮教育事務所長、岡山青少年センター長、岡本教育総務課庶務係長、芝崎主査</li> </ul>

## 1. 廣本委員長あいさつ

皆様こんにちは。ただいまから7月定例教育委員会を始めたいと思います。先日の7月1日には、田辺市総合教育会議を催しまして、市長さんとわれわれ委員が親しく話し合いをさせていただきまして、田辺市の教育大綱をはじめ、いろんなことを決めていただきました。そしてまた、市長さんと親しく教育の問題についてお話しできたこと、非常によかったと思います。これからも市長部局と互いに手を取り合って、田辺市の教育の発展を支えていかなければならないなと思ったわけでございます。これからも7月は教科書の選定もございますし、忙しい日々でありますけれども、今後ともよろしくお願いします。

それでは、教育長からご挨拶をお願いします。

#### 2. 教育長あいさつ

皆様こんにちは。今、委員長のお話にもありましたが、いよいよ夏休み目前ということになってまいりました。それぞれの学校では、期末考査も終えて成績処理に入っているというところでありますし、中体連の大会がまた入ってくるというところでございます。議会の方も、明日が最終日ということで、懸案でございました教育関係はすべて承認いただいたということでひと安心というところでございます。

委員さん方に積極展開をしていただきました学校訪問も、1学期で約半分の学校訪問が終了いたしました。2学期にあと半分残っております。国体に向けた取組みもあるわけですが、これもスポーツ振興課、国体推進室を中心として、教育委員会各課あげての体制をとっております。それからもうひとつは、10周年の冠事業というのもそれぞれの課で展開をしてございます。これも非常に精力的な展開でありがたいとこのように思ってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。今日もあとで委員さん方にはいろいろとご相談をしなければならないことがございますので、よろしくお願いいたします。

### 3. 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に松上京子委員が指名される。

#### 4. 議件

なし

### 5. 報告事項

(1)報告第1号 田辺市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について、 教育総務課長から説明を行った。

- (2)報告第2号 1学期の生徒指導状況について、学校教育課長から説明を行った。
- (3) 報告第3号 夏季休業中における園・学校教育関係行事について、学校教育課長から説明を行った。
- (4)報告第4号 田辺市子どもクラブ育成協議会 第56回夏の親善体育大会の結果について、生涯 学習課長から説明を行った。
- (5) 報告第5号 平成27年度田辺市青少年健全育成市民大会について、生涯学習課長から説明を行った。
- (6)報告第6号 「紀の国わかやま大会リハーサル大会」の開催状況について、国体推進室長から説明を行った。
- (7)報告第7号 「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会田辺市決起集会及び炬火集火式」の開催について、国体推進室長から説明を行った。
- (8) 報告第8号 平成27年度第26回自然生活へのチャレンジ推進事業について、龍神教育事務所 長から説明を行った。

## 6. その他

- (1) 文化振興課長から、南方熊楠顕彰館特別企画展の説明を行った。
- (2) 図書館長から、たなべるレターの説明を行った。
- (3) 美術館長から、展覧会の説明を行った。
- (4) 青少年センター長から、青少年センターだよりの説明を行った。

### 7. 閉会

廣本委員長より閉会のあいさつを行った。

それでは、今日は報告事項ばかりでありましたけれども、7月定例教育委員会をこれで終わりたい と思います。委員の皆様にはあとでお話があるそうですので、よろしくお願いいたします。 上記のとおり田辺市教育委員会会議規則第17条の規定により記録する。

# 教育委員会事務局

上記のとおり会議のてんまつを記録し、これに相違ないことを証するため、田辺市教育委員会会議規 則第17条第2項の規定により署名する。

教育委員長

教育委員